

# ○那覇市議会政務活動費の交付に関する規程

〔平成13年4月1日〕  
〔議会訓令第1号〕

改正 平成25年2月28日 訓令第1号

## (趣旨)

**第1条** この規程は、那覇市議会政務活動費の交付に関する条例(平成13年那覇市条例第3号。以下「条例」という。)第12条に基づき政務活動費の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

## (交付申請)

**第2条** 政務活動費の交付を受けようとする交付会派の代表者は、毎年度、市長に対し、議長を経由して政務活動費交付申請書(第1号様式及び第2号様式)を提出しなければならない。また申請した事項に異動が生じたときは市長に対し、議長を経由して政務活動費交付変更申請書(第3号様式及び第4号様式)を提出しなければならない。

2 交付会派が、政務活動費の交付申請後交付前に解散したときは、当該交付会派による申請は、交付議員による申請とみなす。

3 政務活動費の交付を受けようとする議員は、毎年度、市長に対し、議長を経由して政務活動費交付申請書(第5号様式)を提出しなければならない。

4 交付会派が解散したときは、当該交付会派の代表者であった者は市長に対し、議長を経由して交付会派解散届(第6号様式)を提出しなければならない。

## (交付決定)

**第3条** 市長は、毎年度、前条の規定により申請のあった交付会派及び議員について交付すべき当該年度分の政務活動費の額を決定し、当該交付会派の代表者及び議員に政務活動費交付決定通知書(第7号様式)により通知するものとする。交付会派より変更申請があった場合についても、同様とする。

## (交付請求)

**第4条** 交付会派の代表者及び交付議員は、次の各号に掲げる日までに、市長に対し政務活動費交付請求書(交付会派にあっては第8号様式、交付議員にあっては第9号様式)を提出するものとする。

(1) 4月5日に交付される政務活動費に係る請求の場合 交付決定のあった日の翌日

(2) その他の場合 政務活動費の交付日の14日前

#### (所属議員の異動)

**第5条** 交付会派における所属議員の異動があった場合において当該交付会派が異動時において交付会派が既に支出し、又は支出すべき政務活動費の中に、当該議員相当分として支出し、又は支出すべき政務活動費があるときは、当該議員相当分の政務活動費は、異動後の交付会派又は議員の政務活動費とみなすことができる。

2 交付会派における所属議員の異動があった場合において当該交付会派に交付された政務活動費の中に当該議員相当分として支出すべき政務活動費があるときは、当該交付会派が異動後において議員へ当該議員相当分として支出した政務活動費は、当該交付会派の政務調査費とみなすことができる。

#### (収支報告書の添付書類及び写しの送付)

**第6条** 条例第8条第1項の規定による収支報告書（交付会派にあつては第10号様式及び第11号様式、交付議員にあつては第12号様式及び第13号様式）の提出にあたっては、当該支出に係る領収書等証拠書類を添付しなければならない。

2 議長は、条例第8条第1項の規定による収支報告書及び前項の規定により提出された領収書等証拠書類の写しを添えて市長に送付するものとする。

#### (会計帳簿の整理保管)

**第7条** 交付会派の経理責任者及び交付議員は、政務活動費の支出について会計帳簿を調整するとともに、当該帳簿を当該政務活動費に係る収支報告の対象期間の属する年度の翌年度の4月1日から起算して5年を経過する日まで保管しなければならない。

#### 付 則

この訓令は、平成13年4月1日から施行する。

#### 付 則

- 1 この訓令は、平成25年3月1日から施行する。
- 2 この訓令の規定は、この訓令の施行の日以降に市長に提出する政務活動費交付申請書、政務活動費交付変更申請書、会派解散届、政務活動費交付請求書及び市長が通知する政務活動費交付決定通知書から適用し、この訓令の施行の日前にこの訓令による改正前の那覇市政務調査費の交付に関する規程の規定により市長に提出した政務調査費交付申請書、政務調査費交付変更申請書、交付会派解散届、政務調査費交付請求書及び市長が通知した政務調査費交付決定通知書については、なお従前の例による。